

令和元年

三重県議会定例会会議録

(11 月 27 日)
(第 17 号)

第17号
11月27日

令和元年

三重県議会定例会会議録

第 17 号

○令和元年11月27日（水曜日）

議事日程（第17号）

令和元年11月27日（水）午前10時開議

- 第 1 議案第43号から議案第90号まで並びに議提議案第 1 号
〔質疑、委員会付託〕

会議に付した事件

- 日程第 1 議案第43号から議案第90号まで並びに議提議案第 1 号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	川 口	円
2	番	喜 田	健 児
3	番	中 瀬	信 之
4	番	平 畑	武
5	番	石 垣	智 矢
6	番	小 林	貴 虎
7	番	山 本	佐知子
8	番	山 崎	博
9	番	中瀬古	初 美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下 野	幸 助

12	番	田	中	智	也
13	番	藤	根	正	典
14	番	小	島	智	子
15	番	木	津	直	樹
16	番	田	中	祐	治
17	番	野	口		正
18	番	倉	本	崇	弘
19	番	野	村	保	夫
20	番	山	内	道	明
21	番	山	本	里	香
22	番	稻	森	稔	尚
23	番	濱	井	初	男
24	番	森	野	真	治
25	番	津	村		衛
26	番	杉	本	熊	野
27	番	藤	田	宜	三
28	番	稻	垣	昭	義
29	番	石	田	成	生
30	番	小	林	正	人
31	番	服	部	富	男
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	村	林		聡
37	番	今	井	智	広
38	番	北	川	裕	之
39	番	日	沖	正	信

40	番	舟 橋	裕 幸
41	番	三 谷	哲 央
43	番	中 村	進 一
44	番	津 田	健 児
45	番	中 嶋	年 規
46	番	青 木	謙 順
47	番	中 森	博 文
48	番	前 野	和 美
49	番	館	直 人
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	西 塔 裕 行
書 記 (企画法務課長)	枘 屋 武
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	平 井 靖 士
書 記 (議事課主幹)	松 本 昇
書 記 (議事課主幹)	黒 川 恭 子

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	渡 邊 信一郎
副 知 事	稲 垣 清 文
危機管理統括監	服 部 浩

防災対策部長	日 沖 正 人
戦略企画部長	福 永 和 伸
総 務 部 長	紀 平 勉
医療保健部長	福 井 敏 人
子ども・福祉部長	大 橋 範 秀
環境生活部長	井戸畑 真 之
地域連携部長	大 西 宏 弥
農林水産部長	前 田 茂 樹
雇用経済部長	村 上 亘
県土整備部長	渡 辺 克 己
環境生活部廃棄物対策局長	中 川 和 也
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日 出 夫
地域連携部南部地域活性化局長	伊 藤 久 美 子
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
企 業 庁 長	山 神 秀 次
病院事業庁長	加 藤 和 浩
会計管理者兼出納局長	荒 木 敏 之
教 育 長	廣 田 恵 子
公安委員会委員	種 橋 潤 治
警 察 本 部 長	岡 素 彦
代表監査委員	山 口 和 夫
監査委員事務局長	水 島 徹
人事委員会委員長	竹 川 博 子

人事委員会事務局長

山 口 武 美

選挙管理委員会委員

野 田 恵 子

労働委員会事務局長

山 岡 哲 也

午前10時0分開議

開 議

○議長（中嶋年規） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（中嶋年規） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

さきに提出されました議案第87号から議案第89号までについて、地方公務員法第5条の規定により、人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、ごらんおき願います。

次に、11月25日までに受理いたしました請願5件は、お手元に配付の文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

以上で報告を終わります。

人委第 110 号

令和元年11月26日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第5条第2項の規定による条例案に対する意見について

令和元年11月25日付け三議第158号で求められました下記の議案に対する本委員会の意見は別紙のとおりです。

記

議案第87号 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

議案第88号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

議案第89号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

別紙 1

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案に対する
人事委員会の意見

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案は、県の厳しい財政状況を考慮し、知事等の給料を特例的に減ずるものです。

本委員会は平成29年以降の特例条例に対する意見及び人事委員会報告において、このような給与の減額措置を行うことに対し、給与勧告制度に基づく本来の職員の給与水準の確保を望んできました。

今回の条例案は、一般職の勤勉手当減額措置は解消されることになるものの、管理職員に対する給料の月額減額措置期間をさらに1年間延長するものです。これは厳しい財政状況を踏まえての措置と受け止めますが、地方公務員法に規定する給与決定の原則とは異なるものであります。

改めて、早期に給与の減額措置が解消され、地方公務員法の規定に基づき給与が決定されることを望みます。

別 紙 2

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及び公立学校
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委
員会の意見

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及び公立学校職員の給与
に関する条例の一部を改正する条例案は、本委員会が令和元年10月11日に行っ
た職員の給与に関する勧告に基づき、一般職に属する職員の勤勉手当の支給割
合の改正等を行うものであり、適当と認めます。

請 願 文 書 表

(新 規 分)

総務地域連携常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 7	<p>(件 名) 新過疎対策法の制定を求めることについて</p> <p>(請願要旨) 現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月末をもって失効することから、三重県内9市町の過疎指定市町が令和3年4月以降においても、総合的な過疎対策事業に取り組めるよう、国における「新過疎対策法」の制定にかかる意見書を関係機関に提出されたい。</p> <p>(請願事項) 過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。 しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩</p>	<p>津市桜橋二丁目96番地 三重県自治会館内 三重県ふるさと振興協議会 会長 小山 巧</p> <p>(紹介議員) 川 口 円 中 瀬 信 之 小 林 貴 虎 山 本 佐知子 中瀬古 初 美 田 中 智 也 小 島 智 子 倉 本 崇 弘 山 内 道 明 山 本 里 香 稲 森 稔 尚 藤 田 宜 三</p>	元年・11月

<p>壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。</p> <p>過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。</p> <p>過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。</p> <p>現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。</p> <p>過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。</p> <p>よって、引き続き総合的な過疎対策を充実強化し、過疎地域の振興が図られるよう、次のとおり強く要請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 新過疎対策法の制定</p> <p>全国的な少子高齢化や人口減少は、特に現行過疎指定地域において顕著であり、同地域が、住民の生活拠点として維持できるよう令和3年4月以降も過疎対策事業債の発行を含めた現行過疎法の仕組みを堅持し、真に対策を必要とする地域に対する新たな法律を制定すること。</p> <p>2. 過疎対策事業債の対象範囲の拡充</p> <p>(1) 少子高齢化や人口減少が著しい過疎地域にとっては、住民一人当たりの行政コストをより抑制する必要がある、公共施設の統合や施設の維持修繕にかかる経費が大きな負担となることから、庁舎整備、公共施設の除却、維持修繕を対象事業とすること。</p> <p>(2) 過疎地域の地理的な条件不利を考慮し、上</p>	<p>石 田 成 生</p>	
---	----------------	--

	<p>水道事業統合後の旧簡易水道事業を対象事業とすること。</p> <p>(3) 財政力の弱い過疎地域において、住民の安全、安心な暮らしの実現を図るため、防災対策事業を対象事業とすること。</p> <p>以上、請願の趣旨について貴議会において採択をいただき、新過疎対策法の制定を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき、国会及び政府に対し提出願いたく、ここに提出するものである。</p>		
--	--	--	--

環境生活農林水産常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 8	<p>(件名) 私学助成について</p> <p>(要旨) (国庫補助の充実) 1 公私間の教育費の保護者負担格差を解消するため、私学助成に係る国庫補助制度を堅持するとともに助成額を大幅に増額し、私立小・中・高等学校の経常的経費2分の1助成を早期に実現していただきたい。</p> <p>(県費補助の充実) 2 上記の国の補助に加えて、私立小・中学校への県費の上乗せを実現していただきたい。また私立高等学校生徒への就学支援金の県費による支援の拡充を実現していただきたい。</p> <p>(理由) 私学助成については、平素から格別の御尽力を賜り深く感謝申し上げます。 子どもは、私学各校それぞれの建学の精神に基づく特色ある教育に魅かれ、私学に子どもを学ばせている。 しかしながら、私学に子どもを学ばせている保護者にとって、公私間の教育費負担の格差は極めて大きく、とりわけ入学時納付金の格差が大きく、高額であり、私学に学ばせることを望む保護</p>	<p>津市上浜町一丁目293番地の4 三重県私立高等学校・中学校・小学校保護者会連合会 会長 加藤 健一 ほか20名</p> <p>(紹介議員) 川 口 円 中 瀬 信 之 小 林 貴 虎 山 本 佐知子 中瀬古 初 美 田 中 智 也 小 島 智 子 倉 本 崇 弘 野 村 保 夫 山 内 道 明 山 本 里 香 藤 田 宜 三 石 田 成 生</p>	元年・11月

	<p>者にとって高い障壁になっている深刻な問題である。</p> <p>将来を担う子どもたちの教育にとって、多様な教育方針の中から自由に選択することができるような教育環境を、今後ますます整えて欲しいものと切に願っている。</p> <p>現在、私立高等学校生徒への就学支援金は、低所得者世帯への加算措置により支援の拡充が図られているが、令和2年度から国の助成により年収約590万円未満の世帯の授業料は無償となる予定である。しかし、県立高校においては、年収900万円までは無償であるのに対し、私立では依然として学費を負担しているのが実情である。</p> <p>これらのことをご理解いただき、私ども保護者が子どもを安心して私学に学ばせることができるよう特段の御理解と御高配をお願い申し上げます。</p> <p>以上、請願の趣旨について、貴議会において採択いただき、私学助成の充実を求める意見書を国会及び政府に対し提出していただきたく、また、小・中学校への県費の上乗せ、及び私立高等学校生徒への就学支援金の県費による支援の拡充を実現していただきたく、ここに請願する。</p>		
<p>請 9</p>	<p>(件名) 各種学校等への幼児教育・保育無償化制度の拡充を求めることについて</p> <p>(要旨) 各種学校等への幼児教育・保育無償化に関わる制度が拡充するよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(理由) 2019年10月から幼児教育・保育の無償化が開始された。この制度は、消費増税による税収を財源とするなか、教育基本法における幼児期の教育の重要性やその振興の必要性がうたわれていることに鑑みて、大変重要な施策である。</p> <p>しかし、四日市朝鮮初・中級学校を含む各種学校については、「幼児教育を含む個別の教育に関する基準がなく、多種多様な教育をおこなっている」とし、幼児教育・保育無償化制度の対象外となっている。</p> <p>本校幼稚園は、日本で生まれ育つ在日朝鮮人の</p>	<p>四日市市阿倉川町8-30 学校法人三重朝鮮学園四日市朝鮮初・中級学校 学校長 鄭 俊宣</p> <p>四日市市阿倉川町8-30 学校法人三重朝鮮学園四日市朝鮮初・中級学校幼稚園部保護者会 代表 金 成華</p> <p>(紹介議員) 中瀬 信之 中瀬古 初美 田中 智也 小島 智子 山本 里香</p>	<p>元年・11月</p>

	<p>幼児たちが母国語と民族文化に触れ、自分のルーツを肯定できるように母国語を中心とした幼児教育をおこなっているが、それ以外は日本の幼稚園と変わらない幼児教育をおこなっており、しっかりとした保育の実態も備えている。</p> <p>2015年に国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）においては、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが教育の目標として掲げられている。</p> <p>三重県においては、2017年に、性別・年齢・障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、誰もが自分らしく参加・活躍できるダイバーシティ社会の実現をめざした「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」を全国に先駆けて策定された。今後は、この推進方針を踏まえてダイバーシティ社会の実現に向けたとりくみが求められる。</p> <p>以上のような理由から、すべての人々のルーツやアイデンティティが尊重され、すべての子どもたちが意欲的に学ぶことができ、誰もが質の高い教育を受け、夢や希望を実現できるよう、誰一人取り残さない社会の実現のために、各種学校等への幼児教育・保育無償化制度の拡充を強く切望するものである。</p>	<p>稲 森 稔 尚 藤 田 宜 三</p>	
--	---	----------------------------	--

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

受理番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 10	<p>(件 名) 介護ロボット等導入支援を求めることについて</p> <p>(要 旨) 今年度本県内会員施設における人材確保の現状は、募集人員に対して半分も採用できていない状況にある。このため止む無く規模を縮小、廃止または休止した施設、事業所が出る等引き続いて深刻な人材不足が続いている。</p> <p>そのような厳しい状況にあって、介護業務の効率化や介護職員の負担軽減につながる介護ロボッ</p>	<p>津市桜橋2丁目131 三重県老人福祉施設 協会 会長 近藤辰比古</p> <p>(紹介議員) 川 口 円 中 瀬 信 之 小 林 貴 虎 山 本 佐知子 田 中 智 也</p>	<p>元年・11月</p>

	<p>トやICTの導入は不可欠なものになっている。</p> <p>ついで、日進月歩を続ける介護ロボットやICTなどのテクノロジーを介護の仕事に取り入れるため必要な次の経費助成等についての拡充措置を講じていただくようお願いする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 三重県介護ロボット導入支援事業補助金の交付額1機器につき30万円（現行）を50万円以上に引き上げること。 2. 導入翌年度以降のレンタル、リースに要する経費を交付対象とすること。 <p>（理 由）</p> <p>三重県においては、既に介護ロボット導入支援事業において、新たな技術を活用した介護ロボットの導入により、高齢者の自立支援や介護従事者の身体的負担軽減及び業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境を整えるとともに、先駆的な取組により普及促進を行うことを目的として、希望事業所に対する助成措置を講じていただいているところであるが、補助金の交付額が低額となっている。</p> <p>当会が本年度に行った調査によると、導入したいが機器の購入価格が高額であるため躊躇しているところが37パーセントとなっている。</p> <p>ついで、交付額の上限を引き上げるようお願いする。</p> <p>なお、介護ロボットのレンタル、リースに係る費用については、導入年度にとどまらず複数年度にわたる助成をお願いする。</p>	<p>小島 智子 野村 保夫 山内 道明 山本 里香 稲森 稔尚 藤田 宜三 石田 成生</p>	
<p>請 11</p>	<p>（件 名）</p> <p>災害時における非常用電源装置及び発電機の確保に向けた支援を求めることについて</p> <p>（要 旨）</p> <p>昨年から今年にかけて、国内各地で頻発している自然災害により、大きな被害を受けた介護施設がある。県内では、台風による鈴鹿地区における長時間の停電は記憶に新しいものである。このように災害による停電の影響で冷暖房設備が機能せず、利用者の生命にかかわる事態に至った事例が報告されている。そこで、介護施設として実効性のある風水害、地震対策及び施設間の相互支援体制の整備の必要性を強く感じているところである。</p>	<p>津市桜橋2丁目131 三重県老人福祉施設協会 会長 近藤 辰比古</p> <p>（紹介議員）</p> <p>川 口 円 中 瀬 信之 小 林 貴虎 山 本 佐知子 田 中 智也 小 島 智子 野 村 保夫 山 内 道明</p>	<p>元年・11月</p>

<p>については、災害時における地域の福祉避難所としての機能を併せ持つ介護施設の防災・減災対策を推進するため、次の事項について所要の措置を講じていただくようお願いする。</p> <p>1. 国に対して次の事項を求める意見書を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業補助金の補助限度額を引き上げること。 <p>(理 由)</p> <p>本年発生した台風15号による長期間の停電の影響により、千葉県では高齢者介護施設入居者が死亡する痛ましい事故が起きている。また昨年三重県内においても、台風により発生した長時間の停電により、介護現場が大きく混乱した。このような停電の事態が発生すると、冷暖房設備が使用不能となるのを始め、ボイラー停止による入浴不可、ナースコール、センサーマット等も使用不能になるほか、入所者の命に直接かかわる痰の吸引器なども使用出来なくなる。こうした非常事態を凌ぎ、利用者の生命と安全を確保するためには、非常用電源装置を備える必要がある。</p> <p>国においては、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金に係る高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業を行っていただいているところであるが、事業者負担が高額であるため導入できないところが多いのが現状である。</p> <p>については、非常用電源設備整備事業に係る補助金の補助限度額引き上げ措置について国に対して意見書を提出していただくようお願いする。</p>	<p>山 本 里 香 稲 森 稔 尚 藤 田 宜 三 石 田 成 生</p>	
--	---	--

質 疑

○議長（中嶋年規） 日程第1、議案第43号から議案第90号まで並びに議提議案第1号を一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。4番 平畑 武議員。

〔4番 平畑 武議員登壇・拍手〕

○4番（平畑 武） おはようございます。4番の新政みえ、平畑武でございます。

会派から要らんことを言うなどと言われておりますので、要らないことを言

わずに、素直に質問していきたいと思います。

今日は3人の質問者がございますけれども、3番目の稲森議員とちょっと内容が重複しているかなという感じがありまして、先ほどお話しさせていただいて、私はハード面での質問、稲森議員はソフト面での質問ということですみ分けはきちっとできておりますので、よろしく願いいたします。

本日は、議案第43号令和元年度三重県一般会計補正予算（第5号）ということで質問をさせていただきます。

まず、園児等の子どもが日常的に移動する経路について、3部局で合同で点検をされたというふうに聞いております。その結果、2億966万4000円、これをかけて安全対策をやられるというふうに聞いておりますが、この中で交通量が1万台未満で早期の対応が可能な交差点という表記があるのですが、これはどういう箇所なのかということと、また、早期の対応が可能でない交差点とはどのような箇所なのか。早期対応ができない理由は何か。また、今後どのように進捗させていくかという予定についてお尋ねしたいと思います。

○県土整備部長（渡辺克己） それでは、園児等の交通安全対策についてお答え申し上げます。

本年5月に滋賀県大津市で発生しました交通事故を受け、緊急安全点検を実施しまして、その内容を精査した結果、県管理道路では239カ所につきまして安全対策を行うことといたしました。

このうち、今年度は1万台以上の交差点における80カ所、全てについて最優先で対策を完了させ、1万台未満の交差点等の159カ所のうち66カ所につきましても対策を進めていくこととしてございます。

今、申し上げました66カ所につきましては、区画線の引き直しや車どめの設置等、短期間で対策が可能のため、年度内の完了を目指して対策を進めていきたいと考えてございます。

残る93カ所につきましては、ガードパイプの設置に伴う地下埋設物などの確認、これに伴います占有者との協議、調整、また、市町道と交差する箇所

における調整など、対策を講じるまでに一定の時間を要する箇所となっております。

引き続き、この93カ所につきましても現場の状況の確認であるとか、関係機関との調整を進めまして、来年度の国の予算措置等も活用しながら、早期の対策完了に向けて鋭意取り組んでいきたいと考えてございます。

以上です。

〔4番 平畑 武議員登壇〕

○4番（平畑 武） ありがとうございます。

答弁を聞いて、内容的には理解できるんですけども、対策が必要と考えておられるところが残っておるわけでございますので、その分については、少しでも早く対応していただいて、子どもたちの安全を確保していただくということをお願いしておきたいと思えます。

続きまして、交通安全施設についても点検をされておりますけれども、その結果をもとに、対策の優先度が高い箇所137カ所については、横断歩道や停止線の塗りかえを実施するということになっております。

しかし、いろんな市町で、私も出た先で見えますと、横断歩道や停止線が消えているところは散見されると思っておりますし、もちろん、この二、三年でしょうか、予算をたくさんいただいているようでございまして、結構、塗りかえの頻度は上がっているのかなと思っております。これは、実感しているところでございますし、県としてもきちっと考えておられるなどというのは思っておりますし、これについても感謝をしているということでございます。

あえて、この中の質問をさせていただくのは、一部疑問点ということでもないんですけども、優先度が高いという表現の仕方、その箇所というのは一体どういうところなのかと、また、残りについては、今後どのように対応されるのか、この点についてお聞かせいただきたいと思えます。

○警察本部長（岡 素彦） 幼稚園、保育所等の周辺道路に関して申し上げますと、県内約900の施設がございまして、その全箇所の周辺道路の調査をい

たしました。抽出された危険箇所が約2600カ所、そのうち警察が対策を講ずべき箇所というのが313カ所発見されております。

私どもの対策の種類は2種類ございまして、一つは道路標示のペイント、一つは信号機で、その道路標示につきまして、137という数字を出しておりますけれども、こちらは本年度の補正予算でお願いしている数字でございまして、当初予算も合わせますと、少なくとも夏の緊急安全点検で確認された危険箇所については、全箇所措置される予定でございまして。

ただし、信号機の改良につきましては、来年度予算に積み残しということになります。

今回の点検で確認された危険箇所以外はどうかと申し上げますと、ペイントの摩耗の度合いでありましたり、交通量、さらには実勢速度などを勘案いたしまして、基本的にはその3要素とその他の事情、総合的に勘案して優先度を定めているところでございます。

以上です。

〔4番 平畑 武議員登壇〕

○4番（平畑 武） ありがとうございます。

この問題は、繰り返し対策が必要な案件だと思っております。何年かすると消えていくということで、引き続き、数年前から予算も大幅に増になっておりますけれども、ここの部分も予算を継続していただいてやっていただければと思います。

そういったことで、警察本部長から答弁いただきましたけれども、実は私、小学生のころから、夢が警察官になることやったんです。その純朴な小学生のころは、ただ警察官になりたいというそういう気持ちだけだったんですけれども、中学生になるとさすがにだめですね。もし、なれなかったらというのを考えるんですよ。もし、なれなかったら、せっかく体力、知力を鍛えてきて、なれないんだったらどうするかと、やくざになるしかないかなということも一部考えるようなひねた、中学生というのはそういった余分なことまで考えるようになります。だけど、結果的には、普通のサラリーマンになり

まして、サランラップを33年つくっていたというものでございます。そういった中で、庶民的な質問しかできませんけれども、こういった身近なところで、今回、あえてこの補正予算の中で一番重要ななと思いましたので、ここを質問させていただきました。

時間も余っておりますけれども、早目に終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中嶋年規） 21番 山本里香議員。

〔21番 山本里香議員登壇・拍手〕

○21番（山本里香） 日本共産党の山本里香でございます。

今議会に上程されております三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例案について質疑をいたします。

紀北町、尾鷲市の無秩序な積み上げなどが数年来問題となっており、崩落事故発生、有害物質の混入など、地域住民の不安がありました。

仰ぎ見るほど積み上げられた土砂や、樹木をなぎ倒して谷へ投棄されている土砂、陸路搬入では伊賀地域でも問題となっており、県議会への請願も出され、採択されていたことが進んだわけです。

昨年10月、11月と新聞で取り上げられ、12月にはテレビでも三重県にばかり建設残土が持ち込まれると特集番組が報道され、現地の方だけでなく、その実態が広く知られるようになって、ショックが広がりました。

1月には、知事が現地に行かれ、条例制定に進んだということになります。

25日の提案説明では、港湾を経由して県内に土砂等が大量に搬入され、その埋め立て等により、県民の皆様にも不安が広がっていたことから、無秩序な土砂等の埋め立てなどを規制することを目的とし、条例をつくるということで、これまでの不安や怒りでいっぱいだった県民の皆さんとともに大変期待をしております。不安や怒りが払拭できるかどうかをお聞きしたいと思います。

一つ目、土砂基準に適合しない土砂の埋め立てなどを禁止するとあります。土砂の安全性の確認について、具体的にはどのようにされるのでしょうか。

二つ目、一定規模以上の埋め立て等を許可制にしたということですが、底地面積3000平米以上、積み上げ高1メートル以上が条例による規制対象となるとなっています。一定地域に隣接し、小分けして、時期を置いて分散しての埋め立てにどのように対処しますか、総量規制も必要かとも考えますが、その点いかがでしょうか。

三つ目、条例施行は来年4月となっています。現在問題となっている事案については、経過措置がとられるということですが、どのようなものでしょう。

3点について、お伺いいたします。

○環境生活部長（井戸畑真之） 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例案につきまして、3点御質問いただきました。

まず、1点目の汚染物質の安全性の確認の部分でございますけれども、先ほど議員からございましたように、この条例の目的の一つとしては、この有害物質による汚染を防止するための土砂基準に適合しない埋め立て等を禁止するというのが一番大事な条文となっております。例えば、有害物質の混入が不安視されております改良土とか再生土、これにつきましても、これは本県の特徴の一つでございますけれども、条例に改良土と再生土を具体的に定義いたしまして、土砂同様に土砂基準に適合しない埋め立て等を禁止するというようなことになっております。

そして、搬入に当たりましては、汚染のおそれがないことを証明する書類であるとか、発生元の自治体が発行いたしますリサイクル認定書等の提出を事業者を求めることとし、適正に利用できる土砂のみが用いられる制度となっております。

搬入後におきましても、事業者に対しまして、埋め立て区域から排水の定期的な水質調査を義務づけるほか、必要と認められる場合には県が立ち入り調査を実施し、土砂等や排水を採取、調査できることとしております。

それから、二つ目の3000平米未満の埋め立てが隣接して、複数行われるような場合の対応でございます。この条例では、面積が3000平米以上かつ、そ

の高さが1メートルを超えるものを許可の対象としております。同一の目的で行われる事業を複数で分けるなど、許可を逃れる事案も懸念されておりますので、一団の土地の区域内に複数の埋め立て区域があるときは、これらの区域を合計した面積が3000平米となる場合に、まとめて許可の対象となるよう条例の本文に明記しております。そういったものが、一団の土地の区域に該当するかどうか、これにつきましては、同一の事業計画や目的で行われるものであるか否か、あるいは施工時期の近接性、あるいは実施主体などにより、総合的に判断することとしております。

次に、いわゆる経過措置の対応でございます。

令和2年4月1日の施行時に、既に埋め立てを行っているものについては、公布の日から1年間の経過措置以降は本条例の許可が必要となります。

また、森林法等の許可を受けている埋め立て等につきましては、その法令により規制が行われているため、当該許可の期間が満了するまでの間は、本条例の許可の経過措置期間というふうにしております。ただし、条例施行後は、何人も土砂基準に適合しない埋め立て等が直ちに禁止されることとなりますので、違反を確認したときは命令や罰則の対象になると考えております。

今後は、条例をわかりやすく解説したパンフレットや申請の手引きなどを作成するとともに、フォーラムや説明会の開催等を通じまして、県民や事業者の皆さんにしっかりと周知啓発を行うことで、本条例を円滑に運用できるよう対応してまいりたいと考えております。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） 御説明ありがとうございました。

本県の特徴としてという言葉が出てまいりましたけれども、様々研究されて、よりよいものをという中で、例えば、リサイクルの認定書、有害なものが入らないためにリサイクルの認定書を確実に確認するであるとか、もし誤った、間違ったことがあれば、指導、監督などができるということにもなっているということです。

また、二つ目にお聞きいたしました様々な形で条例逃れをするようなこと

があつてはならないということで、そこまで考えられて一団という考え方を設けられたということも様々皆さんから寄せられた意見や今までの経験の中、他県よりの経験の中でつけられたということで、そのことについては理解をさせていただきたいと思います。

ところが、現在の状況がどうしてつくられてきたかという、条例がなかったために首都圏の建設残土が入ってくることを防げなかった、だから、条例をつくってこれを規制していく。都市の再開発に加えて、オリンピックやリニア建設残土など、これからも膨大な建設残土が行き場を求めているわけです。

有害性の問題については、発生した県のお墨つきをもらっているものに限るので大丈夫だと言う。かつて、有害であるものに三重県がお墨つきをつけて、県外へ販売、埋め立てしていたという事例もありました。今やそんなことは、他県ではあり得ないという信頼のもとでということだというふうに解釈を、今、しなければならぬのかなと思いますが、そういうことでしょうか。

紀北町には、現在、今ある土砂の中には、在日米軍基地の赤坂プレスセンターの残土も運び込まれていることがわかっていますけれども、この赤坂プレスセンターというのは、歴史上、二・二六事件の麻布陸軍歩兵第3連隊があったものが、その後、連合国の最高司令官の総司令部に接收されて、今は麻布のヘリポートとして使われているようでございます。そういったところの残土のチェック、これは日米地位協定のもとでできるのかなというようなことを、これからはきちんとそのリサイクル認定で発生県がこの認定を有害でないとしたものしか来られないということですので、その心配はないのかなというふうに、そのところはちょっと気になるところです。

たとえ有害性のない土砂でも、経済的な問題で首都圏の発生元の自治体で捨て場に困るから遠路船賃をかけても安く仕上がる三重県に運び込まれていたという実態から見て、規制をするのが3000平方メートル以上、そして1メートル以上ということになりますけど、じゃ、その上限は際限があるのか

ということになってきます。大量にあちらこちらに積み上げられて、一定管理はされているけれども、風土が変わるほどになるということはこの条例では規制できないということなのか、そこのところはいかがでしょうか。

みえ森と緑の県民税の負担を県民にお願いして、緑の保全に使いながら、一方で他県からの建設残土を捨てるために森を壊しているという矛盾もある。これは、全体の国の法体制の中で考えてもらわなあかんことだと思いますが、それが覆いかぶさってきているのが現状であります。

条例の目的、無秩序な積み上げや谷底への無秩序な投棄を規制するということの中で、その無秩序ということの価値観が問われてくることになるので、しっかりとこの対応をする。先ほども勧告をすとか、そして命令をすとかということも、この条例の文言の中には出てきますけれども、その体制が必要になってくるような形になっています。

加えて、三重県で規制した分、また、どこかを探して建設残土が浮遊するという、これは全国的な問題になってきますね。危険や不安が三重県でなければいいということではありません。その県で出た残土は、その県で始末すべきというのが本来のことだと思っています。

さらに、豪雨被害が続いていますけれども、地震も含めて、防災の面での不安を取り除くことがこの条例でどこまでできるかです。今の問題となっている事例を見るにつけ、心配が絶えません。横浜市や広島県では、建設残土による土砂崩壊事故が発生しており、死者も出ています。三重県の問題事例でも、崩落して水路を塞ぐ被害など、複数発生しています。既に積み上げられて完了しているものには、新たに義務を課したものであるということで、遡及適用はできないということなのだとということで、この条例がつくられていて、条例が及ばないとすれば何かほかのところで、先ほどの1年間の対応とこれ以上の継続のことについては、対応されるけれども、今までの部分については無理だということになります。有害でない土砂の大量積み上げや、底地投棄でやりたい放題と報道もされた土壌ビジネス、これまで森林法の山林開発の開発許可だけとって、土砂を捨てっ放しであったものを規制して、

災害の防止や生活環境保全上の見地から、今後問題とされるものについて、当該の市町長の意見を聞き、勧告、命令できる。このことはすばらしいことだと思っています。全体として、これらの不安がありますけれども、確認をいたします。

罰則もつけ、実効のある条例に仕上げたということですが、このやりたい放題を規制する確実なものとなるでしょうか。

○環境生活部長（井戸畑真之） 実効性を確保せよということでございます。

現在、私どもこの条例に係る規則につきまして、詳細に詰めておるところでございます。その中で、先ほど言いましたように、例えば汚染のおそれのないことを証明する書類、そういったものはどういうものなのか、それをどういうふうに提出してもらうのかとか、そういうことを具体的に今後、詰めてまいりたいと思っております。

それから、体制につきましても、これまで同様、農林水産部、県土整備部との3部で連携した体制をつくっていきたいと思っております。

既に積み上げられている案件につきましては、それぞれの関係する法律の中で規制等々、監視等々やっていきたいと考えております。

以上でございます。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） ありがとうございます。

条例に加えて、規則等で細かなことを今検討して詰めているということでございます。実効性のある条例、この条例をつくったことで不安や怒りが少しでも減るように、なくなるようにということを思っております。農林水産部との連携もしっかりと深めていただいて、抜け道のない条例として付託された委員会での十分な審査をお願いいたしまして、質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中嶋年規） 22番 稲森稔尚議員。

〔22番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○22番（稲森稔尚） 伊賀市選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。どうぞよ

ろしくお願いいたします。

早速質疑に入りたいと思います。

まず、議案第43号令和元年度三重県一般会計補正予算（第5号）のうち、園児等子どもが日常的に移動する経路の安全確保、2億966万4000円について伺います。

先ほどからもありましたように、今年5月、大津市で起きました園児が犠牲となる、大変痛ましい死亡事故を受けて、子どもたちの安全を早急に確保するための対策を講じていただくということですが、まず、県内の子どもにかかわる交通事故の現状について、どのような現状にあるのか、また、そのことに対して、受けとめもあわせて、警察本部長に伺いたいと思います。

○警察本部長（岡 素彦） まず、交通事故の現状から御説明申し上げます。

平成21年から昨年までの10年間の数字を見ますと、交通事故によりまして、けがをしたり、お亡くなりになったりした未就学児及び小学生の数は、トータルで5246名となっております。そのうち、未就学児が2038人、小学生が3208人となっております。昨年中に限りまして250人が負傷しておりまして、未就学児が108人、小学生が142人となっております。

交通事故の件数が大幅に減少する中で、子どもの事故というもの絶対数としては減っておりますけれども、依然として多数の痛ましい事故が発生しているところでございます。

取組につきましてですが、全国的に大変関心を集めている問題でもございますし、受けとめ方ということでございましたので、私もあえて申し上げれば、私にも3人の子どもがおりまして、一番下は幼稚園、真ん中は小学生でございまして、強い関心を持っております。

先ほどの平畑議員の分類に従いますと、まず、ソフト面の施策といたしましては通園路、通学路のパトロール、こちらにつきましては、廣田教育長とも御相談いたしまして、防犯対策も兼ねて、警察官だけじゃなくて教職員、保護者の方、さらには地域住民と合同でパトロールするというところを取組の柱としております。

さらに、先般、J A Fの調査によりまして、横断歩道の前でとまらない車の割合というのが、全国ワーストワンだということもございまして、横断歩道で停止しない車両の取り締まりというのを強化してまいりたいと思っております。

それに加えまして、ハード面の取組として、さきに平畑議員に御答弁したとおり、学校周辺の道路標示の塗り直しなどを他に優先して、かつ漏れなくやってみまいりたいと考えております。

以上です。

[22番 稲森稔尚議員登壇]

○22番（稲森稔尚） 今回のハード対策以外のところで、ガードパイプ、防護柵、車どめ、それから横断歩道、停止線の引き直しのほかに、通学路における子どもの安全確保のためのスクールガード・リーダーによる地域のスクールガードの活動支援等に取り組んでいくということなんですけれども、ソフト対策として、どのような狙いがあるのかということ、それから地域とともに取り組んでいく通学路の安全対策をどのように取り組んでいくのかということを教育長に伺いたいと思います。

○教育長（廣田恵子） 子どもの通学路における安全確保の狙いでございますけれども、やはり今年5月に大津市、それから川崎市においても発生しました痛ましい事件、事故がございましたので、これまでも交差点での横断の見守りとか地域のパトロール、それから地域住民とか事業者の方に日常生活の中でも活動できるという、ながら見守りなどでボランティアとしてやっていただいたところでございますけれども、先ほども岡本部長も答えていただきましたけれども、学校と警察と連携して、通学路の危険箇所を共有するなどして、警察の協力を得た見守り活動を非常に強化していくと、そういうところを狙いとしております。

今回の補正予算で上げさせていただいているこちらの事業の取組、これを活用しての取組でございますけれども、現在、およそ2万人を超える学校安全ボランティアの皆さんがいらっしゃいます。この方たちをスクールガード

として、現行の見守り活動をより組織的、それから効果的に行っていただけるようにということで、やはりそれには、核となる人材が必要であって、その核となる人材を中心にして、地域全体で見守る体制というのを一層強化していくことが重要であるのではないかと考えたところです。そのために、今回、国の事業を活用してでございますけれども、交通安全や防犯に関する専門的な知識、技能を有する警察官OB等5名をスクールガード・リーダーとして、指定校の見守り活動に参加して、スクールガードに指導、助言を実際にしてもらったり、もう一つは、子どもの見守り活動を効果的に実施する仕組みのモデル化というのもしていかなければいけませんので、そういうことを考えたいと思っております。

もう一つ、スクールガードによる見守りの強化のために、子どもの安全を守る方策に加えて、自分自身の身も守る方策を学ぶというスクールガードの養成講習会を、警察官を講師として招聘して県内5地域で開催していきたいと考えているところでございます。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） 先ほど警察本部長からも自らの小さいお子さんがおられるという話もありましたし、知事にも小さいお子さんがいらっしゃると思いますので、そういう特に思い入れがあつて、今回、大津市の痛ましい事故を受けて、緊急に点検をされて、こういう補正予算が組まれるということだと思しますので、県土整備部や警察本部や教育委員会、それから環境生活部も一体になって、あるいは市町や地域も一体になって、子どもたちの命を守っていくんだということで、ハード面、ソフト面、しっかり取り組んでいただきたいと思いますし、横断歩道の一旦停止率が三重県が3.4%、一番高いところの長野県が68.6%ということで、なぜこれだけ開きがあるのかとか、他県との違いも十分分析をしていただいて、有効な対策をしっかりとっていただきたいと思います。

それから、通学路のスクールガード、安全ボランティアなんですけれども、やっぱり継続して続けていくということが本当に大変だという声を聞いてい

ます。より地域の皆さんにかかわっていただいて、持続的に活動を続けられるような具体的な支援策も、もっと踏み込んでやっていただきたいということも要望しておきたいと思います。

続いて、議案第86号の質疑ということで、知事等の期末手当の引き上げについてお伺いをしたいと思います。

知事、副知事はじめ特別職の期末手当等を0.05カ月分引き上げるという内容なんですけれども、知事はこれまで独自に給与削減を行い、財政の健全化に取り組んでいくという姿勢を県民の皆さんに示してこられ、そして、これからは継続して示していくということなんですけれども、今回の引き上げについては、県民に対しても極めてわかりにくい姿勢であるというふうに言わざるを得ません。このことについて、知事のしっかりとした説明を求めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○知事（鈴木英敬） 今回の期末手当の引き上げについてですけれども、今、三重県としましては、財政健全化に向けて総人件費の抑制とか、交際費の抑制、あらゆる手段を講じています。

今回の議案の前段として、特別職の期末手当もあらゆる対応を検討しようということで、従来は、一般職に準じた支給月数としていたんですが、平成30年4月1日から国の特別職の支給月数を基準とするように、一気に0.8月分引き下げました。当時の4.1月分から3.3月分に引き下げということで、一旦、平成30年4月に一気に引き上げた上で、総人件費の抑制を図っていきこうと、その引き下げたときの基準たる国の特別職の期末手当の支給月数が今回、0.05月分引き上げられましたので、0.05月分であったとしても、支給月数を引き上げれば、一定程度の増額が見込まれるということになります。ちなみに知事分でいけば、年間9万2800円の増額になります。

そういう中で、先ほどまさに、稲森議員もおっしゃっていただいたとおり、財政健全化は道半ばであります。そういう意味で、引き続き、今もやっています特別職や管理職の給料減額措置について、令和2年度もさらに継続をするということで、例えば知事について言えば、知事の給料20%を減額します

ので、これで年間307万2000円分の削減というふうになります。

以上のようなことを踏まえまして、熟慮を重ね、今回、特別職の期末手当の引き上げを実施するというにいたしましたところですが、あわせて、引き続き財政健全化に向けて、しっかり努力していきたいと思ひますし、県民の皆さんへの説明もしっかりやっていきたいと思ひます。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） ずっと、ここ数日いろいろ考えていたんですけど、今のようない説明を議会も今回引き上げということでは言っていたんですけど、理由がわからないですよね。なかなか、謎過ぎてわからない、理由がほとんど落ちないんですけども、一方で財政健全化の姿勢を示していくんだという姿勢を示しつつ、その一方では、財政に余裕があるんだととられるかのようなそういう姿勢を示していくという二つの考え方が議案第86号、第87号と混在をしてきて、非常にわかりにくいものになっていると思ひますし、ここは知事の判断で、見送ってもよかったのではないかと思ひます。

この議案を取り下げてはどうでしょうか。

○知事（鈴木英敬） 公務員にかかわる制度の全体的なあり方も踏まえて、要はそもそも一般職などにおいても、人事委員会の勧告とかあって、それは、それぞれの労働に関する権利を保障するものであって、そういう制度のあり方というのは、基本的に最大限尊重しなければならないという一つの姿勢があつて、そういう中でいろんな、民間との均衡の中で引き上げとかが起つてきている。

一方で、財政の健全化というのものもあるから、できる減額措置というのはしっかりやる、そういうことを総合的に勘案して制度で尊重しなければならないことと、それから財政健全化の努力、この両方の観点から、今回も熟慮を重ねて、こういう決断をさせていただきましたので、そういう、いろんな制度上のことを尊重しない、見送るといふことがいろいろ続けば、その制度自体が形骸化していってしまいますので、それは、例えば、今回は特別職のものですけれども、一般職のことなどについても職員の方の頑張ったことが認め

られないとか、そういう権利を保障できないということになってしまいますので、制度を尊重すること、財政健全化の両立、そういう観点から出させていただいていますので、今回は、引き続き上程させていただきたいと思います。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） 一般職と明確に違うじゃないかと思って聞いているんですけども、例えば、これまでの旧自治省の通知なんですけれども、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の報酬等についても自動的に引き上げるようなこととなるような方式を採用することは、特別職の報酬等の額の決定について、広く民意を反映させるために設置されている特別職等報酬審議会の実効性が失われることにもなるので、係る方式を採用することのないように厳に留意することというふうにあります。

また、平成26年の三重県特別職報酬等審議会の附帯意見の中でも、知事、県議会議員の任期中は1回は開催すべきという、そういう附帯意見もありますけれども、このことについては、どういうふうに考えますか。

総務部長ですけど、いいですか。

○総務部長（紀平 勉） 今、お話がありました三重県特別職報酬等審議会の役割でございますけれども、知事、副知事の給料、または議員の報酬が諮問事項となっております、その他の期末手当につきましては、諮問事項となっておりますので、ちょっと今回は、この三重県特別職報酬等審議会での審議ということにはならないということになっております。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） でも、三重県特別職報酬等審議会って何年ぐらい開かれていないですか。

○総務部長（紀平 勉） 済みません、ちょっと手元に資料ございませんので、今、お答えできません。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） 任期中に1回はと言いながら、恐らく平成26年が最後

だったのではないのでしょうか。

もう最後にしますが、県民の皆さんにわかりやすく、しっかりそういう民意を取り入れながら、こういう対応というのはしっかり決定されていくべきものであるというふうに、これは知事に対しても、私たち議会に対しても、考えていかなければいけないところであるということを申し上げて、質疑を終わりたいと思います。

終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中嶋年規） 以上で、議案第43号から議案第90号まで並びに議提議案第1号に関する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

○議長（中嶋年規） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第43号から議案第90号まで並びに議提議案第1号は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中嶋年規） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

総務地域連携常任委員会

議案番号	件 名
59	三重県公文書等管理条例案
62	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案
75	財産の取得について
76	財産の処分について

79	三重県立熊野古道センターの指定管理者の指定について
----	---------------------------

環境生活農林水産常任委員会

議案番号	件名
60	三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例案
78	文化交流ゾーンを構成する県立文化施設の指定管理者の指定について

医療保健子ども福祉病院常任委員会

議案番号	件名
63	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
77	三重県聴覚障害者支援センターの指定管理者の指定について

防災県土整備企業常任委員会

議案番号	件名
61	三重県流域下水道条例案
69	三重県特定公共賃貸住宅条例及び三重県営住宅条例の一部を改正する条例案
72	工事請負契約について（三重県防災通信ネットワーク（地上系・有線系）整備工事）
73	工事請負契約について（北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター第2期事業水処理施設建設工事）
74	工事請負契約の変更について（一般国道25号（五月橋）橋梁上部工工事）

予算決算常任委員会

議案番号	件名
4 3	令和元年度三重県一般会計補正予算（第5号）
4 4	令和元年度三重県県債管理特別会計補正予算（第1号）
4 5	令和元年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
4 6	令和元年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
4 7	令和元年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第1号）
4 8	令和元年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
4 9	令和元年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
5 0	令和元年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
5 1	令和元年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
5 2	令和元年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
5 3	令和元年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
5 4	令和元年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）
5 5	令和元年度三重県水道事業会計補正予算（第2号）
5 6	令和元年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第1号）
5 7	令和元年度三重県電気事業会計補正予算（第1号）
5 8	令和元年度三重県病院事業会計補正予算（第1号）

6 4	三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の一部を改正する条例案
6 5	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
6 6	三重県県税条例の一部を改正する条例案
6 7	三重県立公衆衛生学院条例の一部を改正する条例案
6 8	三重県農業大学校条例の一部を改正する条例案
7 0	三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の一部を改正する条例案
7 1	当せん金付証票の発売について
8 0	令和元年度三重県一般会計補正予算（第6号）
8 1	令和元年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第2号）
8 2	令和元年度三重県水道事業会計補正予算（第3号）
8 3	令和元年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第2号）
8 4	令和元年度三重県電気事業会計補正予算（第2号）
8 5	令和元年度三重県病院事業会計補正予算（第2号）
8 6	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
8 7	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
8 8	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
8 9	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
9 0	令和元年度三重県一般会計補正予算（第7号）
議提 1	三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（中嶋年規） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（中嶋年規） お諮りいたします。明28日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中嶋年規） 御異議なしと認め、明28日は休会とすることに決定いたしました。

11月29日は定刻より、県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（中嶋年規） 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時40分散会